福県医発第１５３５号（地）
平成１９年１１月３０日

受 1061号
19.12.-3
付
小郡三井医師会

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（公印省略）

年末年始の保険診療休日加算について

保険診療では、年末における地域医療の確保という見地から１２月２９日・３０日・３１日及び1月１日・２日・３日の６日間を休日加算の対象日としております。

但し、下記の場合に限られておりますので、年末年始の診療にあたって貴会会員にご周知方お願い申し上げます。

記

１．休日診療所（客観的にみて地域医療の確保という見地から救急医療対策として設けられている施設）または、輪番制による休日当番保険医療機関に於ける救急医療
２．その他の保険医療機関では
　１）当該日を休診日とする保険医療機関に於ける救急医療
　２）当該日を診療日としている保険医療機関にあっては、その医療機関の診療時間以外に急病等やむを得ない理由により診療した場合

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

小郡三井医師会
19.12.03
丸山